

**米国株式信用取引口座約款  
新旧対照表(2023年1月28日)**

(青字・下線部分変更箇所)

新(改定後)	旧(改定前)
<b>米国株式信用取引口座約款</b>	<b>米国株式信用取引口座約款</b>
第1条～第2条 変更なし	第1条～第2条 省略
(委託保証金)	(委託保証金)
第3条 変更なし	第3条 省略
<p><u>2</u> お客様が担保として差し入れる代用有価証券は、当社が認めた銘柄及び数量の範囲内とします。</p> <p><u>3</u> 変更なし</p> <p><u>4</u> 変更なし</p> <p><u>5</u> 前項の追証解消期限の翌国内営業日の17時30分までに追加保証金の解消を確認できなかった場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で全ての建玉を反対売買にて決済できるものとします。また、これらの反対売買により決済損が発生した場合、当社はお客様に通知することなく、代用有価証券をお客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で売却のうえ、当該決済損に充当することができるものとします。</p> <p><u>6</u> 前項の措置による充当を行った結果その余の債務がある場合、お客様は当社に対し直ちに当該債務を弁済することとします。</p> <p><u>7</u> 委託保証金の最低維持率及び代用有価証券の掛目等は、当社の決定により変更されることがあり、その場合はお客様に対し、事前又は事後に通知することとします。</p>	<p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 省略</p> <p><u>4</u> 前項の追証解消期限の翌国内営業日の17時30分までに追加保証金の解消を確認できなかった場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で全ての建玉を反対売買にて決済できるものとします。</p> <p><u>5</u> 前項により決済損が発生した場合、お客様は当社に対し直ちに当該債務を弁済することとします。</p> <p><u>6</u> 委託保証金の最低維持率等は、当社の決定により変更されることがあり、その場合はお客様に対し、事前又は事後に通知することとします。</p>
(期日)	(期日)
第4条 変更なし	第4条 省略
<p><u>2</u> 変更なし</p> <p><u>3</u> お客様が前項の入金を行わなかった場合、当社はお客様に通知することなく、代用有価証券をお客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は全て当社の裁量で売却のうえ、不足金に充当することができることとします。</p> <p><u>4</u> 前項の措置による充当を行った結果その余の債務がある場合、お客様は当社に対し直ちに当該債務を弁済することとします。</p>	<p><u>2</u> 省略</p> <p><u>3</u> 新設</p> <p><u>4</u> 新設</p>
第5条～第7条 変更なし	第5条～第7条 変更なし
(2023.01)	(2022.09)